

近世の禁裏小番について

本田 慧子

はじめに

近世の公家の日記を読むとき屢々目に触れるものに、禁裏小番の結改に関する記事がある。江戸時代の禁裏小番は、内々番・外様番・近習番の三番から成り、摂家を除く全ての公家がそれぞれの番に五番あるいは六番に結番して宮中に参勤、宿直をすること⁽¹⁾、これには十五歳の春より出番し、およそ六十歳で小番御免となる例であったこと、そして小番奉行が武家伝奏や議奏の意をうけて管理運営に当たっていたことなどが知られている。

近年武家伝奏や議奏の補任や職務についての研究が進み、その実態が明らかになりつつあるが、摂関家に生を享けず、伝奏や議奏などの要職にもつかない大部分の公家の勤務形態などはまだまだ解明されていない。当時の公家にとって小番参仕のことは学問と並んで主要な務めであり、幕府からも朝廷からも「無懈怠可相勤事」〔公家衆法度〕⁽²⁾と屢々申渡

されている。

また江戸時代の禁裏小番や内々・外様については『雲上当時鈔』⁽³⁾（国立書館蔵）を始めとしていくつか記載されたものがあり、およそその事は知られるのであるが、たとえば内々・外様の家を固定のものとするなど、記載の事実が江戸中末期に傾いているきらいがある。そこで小稿では江戸初期から末期に至る記録を通して禁裏小番の形態や職務、法度や賞罰などその実態を窺うことにしたい。なお近世初期後水尾天皇の側近として活躍した内々衆については、既に詳しい論述があるが、同上皇による近習番設置の時点を明らかにすることができるので、そのことにも触れたいと思う。

一 内々と外様

(1) 内々の家 外様の家

寛文三年に近習番が設置される迄、江戸時代初期の禁裏小番は、中世後期に引続き内々番と外様番がおかれていた。公家には内々の家と外様

の家があり、摂家を除く全ての家がいずれかに属し、内々の家からは内々番へ、外様の家からは外様番へ詰めることになっていた。内々の家、外様の家がいつ頃どのようにして分れることになったのかははっきりしない。後土御門天皇の時代、文明初年には既に内々外様の別が生じていたようである。なお外様衆に対する近臣を内々衆と呼んだ例は中世では稀で、「近臣」あるいは「御前衆」などと称し、番も「近臣番」・「外様番」と呼んでいた。(親長卿記、文明八・三・八条、言、国卿記、文明八・十一・十六条)

ところで内々の家、外様の家は江戸時代末においては固定化してしまつたが、中世末から近世初期にかけては屢々移動している。そこで記録の中に残された番組表などをもとにそれらの移動の大体を示せば別表の通りである。

この表から窺われることはいろいろあるが、内々の家、外様の家といつても決して固定したものではなく、頻繁に移動が行われたこと、及びそれぞれの家がおよそいつ頃移動したかを窺うにとどめたい。一見してわかるように、中世から近世末まで内々で終始した家、外様で終始した家はむしろ少なく、たとえば中山家の場合を見ても少なくとも三回の移動が確認できる。また摂家に次ぐ家格の清華家も新立の家を除いてはもとほみな外様であった。

それでは、外様から内々へ、内々から外様へという移動はどのようなときに行われるのであろうか。移動の時点の明確なものは備考欄に記した。しかし、その理由の判明するものは少ない。次にいくつかの事例を

あげて整理してみよう。

まず『宣胤卿記』文龜二年正月の小番組の中に、
(正親町) 公兼卿・政頭卿・重治卿・和長卿等当代自年為近臣、
(勸修寺) (田邑) (東坊城)

との註があり、正親町・勸修寺・田向・東坊城の四家は後柏原天皇の時代に外様から内々になったという。その理由は記していないが、たとえば勸修寺政頭の妹藤子が後柏原天皇の典侍(後奈良天皇の生母)である如く、これらの人々の縁類には当時後宮に出仕する女性がいたことが確認できる。おそらくそのことと移動は関係あると思われる。そのことは天文十三年に水無瀬親氏が外様から内々に移動したときに、

今日水無瀬中将親氏朝臣被召加内々云々、但不入小番也、此家大外様人也、実称名院息故歟、又者新大典侍殿御里之故也、(歌カ) (言繼卿記、天文十三・七・七条)

と水無瀬英兼の妹具子が後奈良天皇の後宮に出仕していたことが理由かと推量されていることから窺えよう。

次は文字通り天皇の近臣であるが故に内々に移動した例である。中御門資胤は元和七年正月十日内々になったが、その理由について孫宣順は「当家近臣当時内々ト云之事自故大納言殿資胤卿、子細ハ故大納言殿尚良卿自幼少九歳童形昼夜依召仕也、(本院御三) (宣順卿記、慶安四、正、十条)」と記していて、尚良即ち宣衡が幼時より後水尾天皇に仕えたことによるという。周知の如く中御門宣衡は後水尾天皇の信任厚く、天皇の讓位に当ってはただ一人事前
にそのことを知らされていたという人物である。(6) 同じような理由によると思われる例に、阿野実頭(7)や土御門泰重(8)などの例がある。

	永正 元	天文 8	永祿 2	天正 4	慶長 4	慶長 12	寛永 11	延宝 2	天和 元	享保 3	寛保 2	延享 2	天保 9	慶応 2	備考
醍醐寺大出親三条親野小路倉辻四河阿橋花裏梅山大風武者小路藪中高園花大難飛野今松持東壬高石六冷泉	外	外	内	外	外	外	外	外	議	内	内	内	内	内	元祿 6. 正月内々加 元祿 6. 12. 26外→内 貞享 3. 12. 16外→内 天正19. 正. 1外→内 後柏原天皇≡リ近臣 慶長 9. 7. 29外→内 貞享元. 6. 25内→外 寛文 3. 5. 4内々加 延宝 3. 6. 11外→内 慶長 5. 12. 16内→外 寛文 3. 5. 4内々加 寛文 3. 5. 4内々加

	永正元	天文8	永禄2	天正4	慶長4	慶長12	寛永11	延宝2	天和元	享保3	寛保2	延享2	天保9	慶応2	備考
慈光寺 久我院 中条倉 六種世 岩千東 久世世 梅愛溪 植宕松 白川幡 広西院 洞松谷 平長野 交井井 石高过 五唐条 東坊橋 清城岡 桑原原 舟橋原 伏波田 沢吉原 藤萩織 御井門 土倉橋 錦小路 北小路	外	外	内	外	外	内	内	外	外	内	伝内	内	外	外	備考 寛文 8. 正. 12内々加 寛文 9. 正. 11内々加 後柏原天皇ヨリ近臣 慶長 7. 正月内々加 元和10. 正. 1外→内
	外	外		外	外	内	外	外	内	内	内	内	内	内	
	内			内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	
	外	外		外	外	外	内	内	内	内	内	内	内	内	
	外			外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	
	内		内	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	
	外	外		外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	
	内			外	外	外	内	内	内	内	内	外	外	外	
	外			外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	
	外			外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	
	内			外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	
	外			外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	
	外			外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	
	外			外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	

〔備考〕

(1) この表は下記の記録により作成した。

永正元：宣胤卿記

天文 8：「小番交名」(東山御文庫蔵)

永禄 2：同上

天正 4：言経卿記

慶長 4：同上

慶長12：同上

寛永11：資勝卿記

延宝 2：葉室頼業記

天和元：基量卿記

享保 3：雲上当時鈔

寛保 2：山科頼言卿記

延享 2：「内々外様御役付」(書陵部蔵)

天保 9：東坊城聡長日記

慶応 2：恒例公事録

(2) 配列は「諸家知譜拙記」に拠った。

以上述べた例は天皇との親昵な関係が理由となったのであるが、また別の理由によるものもある。

『後水尾院年中行事』の中に「日野・烏丸・柳原は外様なれど（中略）此中日野ハ武家の伝奏に定められて後内々にめし加へられて」と記されている。因みに日野資勝が中院通村罷免の後をうけて武家伝奏になったのは寛永七年九月十五日のことである。また柳原資廉は貞享元年十二月二十七日武家伝奏となり、翌二年正月二日「可為内々由」(卿記)の仰を蒙った。このように武家伝奏になったことを契機として移動する場合もあったのである。

更に出自による移動もあった。即ち『基量卿記』貞享三年十二月十六日条に「徳大寺公全元服（中略）徳大寺代々為外様、雖然醍醐大納言息之間、可被加内々之由也」とあるように、公全が醍醐冬基の息であることを理由に内々に移っている。因みに冬基は一条昭良の息、昭良は後陽成天皇の皇子であった。公全の兄醍醐昭尹の出番に当っては「可為内々哉、可為外様哉両論可計申也」(基量公記、元禄五・十二・二十八条)という天皇の諮問に対し、関白近衛基熙は「為関白孫可被召加内々欵」と答えており、結果昭尹は内々と決まったのであった。似たような例としては、広幡忠幸が内々衆に加えられた例がある。忠幸は八条宮智仁親王の王子、尾張藩主徳川義直の猶子として久しく尾張にあったが、寛文三年源姓を賜わり、清華の列に加えられた。翌年帰参出仕し、八年権大納言に進んだが、拝賀に当って内々衆の待遇を得ている。

次に内々から外様に移された例をいくつかあげてみよう。まず文明十三年二月四日五条為親は「此間為近臣之処、違時宜、前知不召御前」(宣胤卿記)として外様番に組入れられた。

次は皇位継承に関する余波としてであるが、中山中納言今日ヨリ外様ニ成也云々、不便之至也、一宮御方御縁類ニ依テ也、当月始欵一宮御方番衆停止之由被仰出也云々、(言経卿記、慶長後陽成天皇の一宮良仁親王は儲君と目されていたが、天皇の意向は第三皇子(後水尾天皇)に移り、このため一宮の外戚中山慶親が内々から外様に移されたというのである。

靈元天皇の一宮(済深親王)の場合も『基量卿記』によると、

小倉父子・藪父子・中園父子・竹淵・柳津・高岡等一宮依外戚各塾居云々、(基量卿記、延宝九・九・十八条)

とある如く、一宮が入寺の御沙汰を固辞したため、その外戚である小倉家の一族は全て塾居となり、更に小倉実起・公連・竹淵季慶の父子三人は佐渡へ配流された。小倉実起・公連は配所で亡くなり、竹淵季慶は元禄八年六月赦されて帰京、小倉家を継いだ。この事件を契機として小倉・藪・中園の三家はいずれも内々から外様に移されている。たとえば藪家の場合『基熙公記』に「此卿(藪嗣章)仙洞御在位有塾居事、御免之時雖為内々番衆被加外様了」(元禄四・十二・二十八条)と記されている。

この事件はまた他の犠牲者も生んでいる。一宮を擁する小倉実起の許へ一宮を参内せしむべく、兩三度使者として赴いた阿野季信は「今日阿

野黃門父子被仰出閉門、昨夜義依御、使不調法也〔基量卿記、延宝九・九・十八條〕と不首尾を咎められ、

息実字と共に閉門に処せられてしまったのである。そして実字は貞享元年赦されたが、その時「昨日実字等被召出云々、実字外様参番云々、

実字元内々也」〔貞曆、貞享元、六・二十五條〕とあるように外様に移されている。かつて

阿野実顕・藪嗣良は後水尾上皇の側近として、京都所司代板倉重宗をして

「院ノ御ヒイキノ衆」〔資勝卿記、寛永十、一・正、十三條〕と言わしめた内々衆中の内々

衆であつたのだが、これを機に両家は共に内々の座を追われ、以後幕末に至るまで外様に甘んじなければならなかつたのである。

(2) 待遇の差

内々と外様の差は概ね天皇との親疎の差であることは既述の通りであるが、では内々と外様では待遇にどのような差があつたのであろうか。

まず新年の参賀である。内々衆は三ヶ日乃至は七日、十五日の内に各番毎に参内、拜謁し、天盃を賜わり、また扇を賜わる例であつた。その他節供や朔日等にも参内し御盃を賜わっている。これに対し外様衆は正

月も外様御礼として定められた日（九日あるいは四日、六日）に揃つて参内し、清涼殿あるいは小御所に於て拜礼するばかりで、御盃を賜わることとはなかつた。⁽¹²⁾ 仙洞御所に於ては内々外様同日に参院したが、対面の

場所は内々衆は御会間、外様衆は弘御所であつた。⁽¹³⁾

次は宮中で行われる能御覽や舞御覽の際の処遇である。因みに事例を列挙してみると、

禁中来六日有御能之廻文有之、内々衆計也、廿九人也、定少々外様衆

可有之、〔言経卿記、慶長十・三・三條〕

御能各々朝参、（中略）御振様子、内々御書立、外様ハ口上にて御振也、〔泰重卿記、元和元・十・十五條〕

清涼殿桜御庭ニテ御能アリ、（中略）内々衆不残召候、外様ハ当番之衆まで也、〔泰重卿記、元和三、正・二十八條〕

御能触之事（中略）内々公卿雲客衆右長橋局ヨリ触也、（中略）外様公家衆武家伝奏ヨリ之触也、〔葉室頼業記、寛文三・五・七條〕

今日舞御覽、清涼殿（中略）内々公卿雲客等依召伺公、外様輩雖不召執心之輩往々推参躰也、〔基量卿記、延宝四・正、十七條〕

以上わずかつ違いはあるが、要は内々衆のみが召され、外様衆は本来召されることなく、推参、あるいは武伝の許しを得て拜見する慣わしであつた。同じことは嘉定の際にも見られた。

御嘉定之御触有之也、内々不残、予外様之故御触折紙ニハ無之、但口上ニテ御触也、〔泰重卿記、元和四・六・十五條〕

御嘉定内々衆不残伺公、外様衆中御門大納言資胤卿・予一人也、〔泰重卿記、元和四・六・十六條〕

と嘉定にも本来内々衆ばかりが召されたのである。そして何より明確に待遇の差を感じさせられるのは任官の拜賀や元服して昇殿を聴される時である。

久我大納言・今出川大納言等奏大納言慶、久我大納言無御対面、依外様、今出川大納言御対面、於申口頂戴天盃、〔基量卿記、貞享二・正・一條〕

吉田侍従元服、申天盃事、此人外様也、外様輩天盃被下事、従先年頂戴之輩人数相定有之之間、殊無子細者不可叶由也、則東坊城相公拜賀節、雖申天盃事不及勅許也、(基量卿記、貞享三・二・二十六条)

とある。『後水尾院年中行事』にも記されている如く、奏慶や元服に當って内々の人々は参内、御三間に於て天皇に拜謁し、申口に於て天盃を賜わった。これに対し外様の人々は拜謁のことなく、あるいは清涼殿に於て拜謁、天盃は賜わらなかった。ときには「外様衆奏慶之時被申上候へハ天盃出由也」(葉室頼業記、寛文十・正・五条)ということもあつたが、概ね拜謁の場所と天盃の有無で差があつたといつていい。そして天盃を賜わる時も「内々衆の時ハ女中御陪膳、外様衆ハ男衆御陪膳」(葉室頼業記、寛文四・正・九条)であつたのである。

次に歳末の禁中御煤払に於ても差は見られた。

禁中御煤払之間参了、午刻ヨリ相始了、(中略)惣別昔ヨリ菅家衆又

六位衆等ハ外様ナリト云ヘトモ参仕了、(言経卿記、慶長四・十二・十六条)

禁中御煤払也、(中略)殿上人清華之外不相残欵、是近年当御代之事也、

其以前内々衆計也、於外様衆者坊城五条等計也、(中院通村日記、元和九・十二・十七条)

と古くは煤払には内々衆と菅家の人々のみが参加したのであつた。降つて『嘉永年中行事』にみえる煤払には「小御所は外様の人々、御学問所は内々番所の人々沙汰するなり」と變つていく。

また慶長二十年に始まつた禁中における諸芸稽古に當つても差別が認められる。『中院通村日記』同年二月三日条に、「内々衆許也、但安倍泰

重一人被召加之、過分之事也」と記されているように、諸芸稽古の目的は内々衆の教養を高めることにあつた。土御門泰重は後水尾天皇の信任を得てやがて内々となり、近臣グループの一員となるのであるが、当時はまだ外様で、「予外様之故取分有難事候」(泰重卿記、元和四・閏三・九条)と自らも屢々記している。後水尾天皇の時代、内々衆の中でも最も天皇の側近として活躍した中院通村は、御製の添削を仰付られ、「予為内々衆有依被親召使如此事」(中院通村日記、慶長二十・正・六条)と感懐を洩らしている。

内々外様の差は天皇との親疎の度合を示すのであつて、たとえば官位昇進などにはさして関係はなかつた。しかし、内々外様それぞれが自ら強くそれを意識していたのである。

二 近習番

(1) 設置

後水尾上皇は寛文三年正月五日、受禪を間近に控えた識仁親王(靈元天皇)のためにまず、

親王御方へ頼業伺公可仕候由從仙洞被仰出也、則園大納言・正親町前

大納言・東園中納言已上四人也、(葉室頼業記、寛文三・正・五条)

と四人衆、後の議奏にあたる人々を選び、次いで十日、

今日諸奉行之儀、依仙洞、勸修寺前並相諸家へ被申渡也、(同上、正・十条)

と諸奉行を定めた。ここに言う諸奉行とは、御記、御字書、御歌書並御手本、御色紙、御会、御服、御太刀、御樂器、御硯文台並御小道具、御

屏風、御献、紫宸殿、小御所、御学問所、修理職、能、小番、非藏人等々の管理運営に当る人々のことである。また同日、

十八日より女中方少、女婦末少々新殿へ可被参候由也、則表向公家非藏人も番可仕之由也、(上同)

と受禪後の体制は上皇の意向により着々調えられていった。そして十一日「今日奥之小番相定也」(同上、正・)と見える如く「奥之番」が設置されている。かくして親王は二十一日新造の土御門内裏に移徙、二十六日践祚した。以後是の年及び翌年にかけて『葉室頼業記』に、「奥之番衆」⁽¹⁴⁾「奥番所」「奥番衆所」「奥番組」などと屢々記されているので奥の番が宮中に定着していったことが知られる。この奥の番がすなわち近習番であることは、延宝二年五月十九日の『葉室頼業記』に、

従今日奥御番別ニ三番ニ被改候也、月十日番、

と記され、同日の『庭田重条日記』に、

自今日近習之番被分三番、老月十日之参番也、

と記されているので間違いない。当初奥の番と呼ばれていたものが、次第に近習番と呼ばれるようになっていったものと思われる。このように近習番は寛文三年正月十一日初めて後水尾上皇が幼少の霊元天皇のために設けたものであることが判明するが、ではなぜ上皇は従来の内々・外様の番に加え、新たに近習番の設置を考えたのであろうか。その意図を窺い知ろうとする際に、霊元天皇の践祚後間もない二十九日付で近習衆⁽¹⁵⁾中に下された法度が参考になる。

一御学問御心ニ入被勸候様之智計可為肝要事
一仮初ニモ御身上相応之御遊興可被申行事
一於被聞召可被移御心無用之雜談或鳥獸畜養之類或躑躅椿等之當時被申上聞敷事專翫之様之事摠可為御学問之妨事

一世間之事於河原珍敷傀儡放家狂言等之沙汰於聞召者有御覽度可被思召事被申上聞敷事

一於御前下様之野卑ナル事被申間敷事

一不依善惡御前取沙汰停止之事

一如何様之遺恨雖有之於宮中及口論者不論理非左右方共可為重罪事

一男女之間之御法度堅可被相守事

この法度の条々から察するに、従来禁裏小番、とりわけ内々番の人々が放埒に過ぎ、その所業は上皇の目に余っていたためと考えられる。十一月二十八日に至り、竟に上皇は議奏の面々を召し、「内々外様衆御前へ召候ハぬやうに可申上」^{(葉室頼業記、寛文三・)十一・二十八条}と内々外様衆を天皇から遠ざけることを命じ、同時に「内々外様之小番不参之寄書法皇御覽可有之」と伝えた。近習は、「内々の中よりも外様の中よりも其人によりて召出さるゝ事なれば其家によるべからず」^{(雲上当)時鈔}と人物本位に内々からも外様からも選ばれるのであった。ここに上皇の近習番設置の意図があったと思われるのである。そして近習番が定着するに伴い、内々番の地位は低下していったものと思われる。近習番が奥の番と呼ばれるのに対して、内々・外様番は総称して「端の番」と呼ばれるようになった。⁽¹⁶⁾

ところで近習番は内々・外様番と共に総称して宮中三番などと称されるが、内々・外様番とはいささか趣を異にする。次に見るように内々・外様番と別番である時と、双方へ参番する時と両様あるのだが、別番であるときも常に本番所は内々・外様のいずれかに属しているのである。つまり内々・外様両番所から選ばれて近習番に加えられ、何かの理由で近習を除かれると、また元の番所に戻り参勤するのが例であった。そして『小番奉行案内』(蓬左文)の記述から窺うに、内々・外様の番は小番奉行が議奏の意をうけて管理するところであったが、近習番は上皇や天皇の仰をうけ議奏が支配したのではないかと思われる。

さて近習番の設置間もない頃の実態はどうだったのであろうか。近習番は寛文三年設置当初は端の番とは別に五番に編成されていたが、翌四年八月十二日「おくの衆も内々へ出らるゝ也」(公規)更に十年十月十日には「奥の番衆内々外様へ不残被出也」(葉室頼)とある如く、近習番は内々・外様番を兼務することになった。しかしこれは無理があったらしく翌十一年四月には天皇が「奥小番与内外様被分度之由也」(中院通茂)と希望され、延宝二年五月十九日「従今日奥御番別ニ三番ニ被改候也」(葉室頼)とまた内々・外様番とは別番となったのである。しかし延宝四年東園基量が結改された内々・外様の番組を記すとき「右朱点輩近習伺公輩也」(基量卿記、延宝)と註し、元禄四年外様の番頭をつとめていた久我通誠が相番衆八名のうち三名は近習だと記しているように、本番所(内々・外様)の番組にも名前は載せられていたのである。

先に三番となった近習番はその後屢々改変している。元禄四年正月は三番であったが、同九年七月十六日「近習小番参勤之輩五番相詰之処、每番無人殊有理之間、従明日三番可相詰之由可仰之旨御気色也」(貞曆、七・十)と五番から三番になり、翌十年三月十六日「此比数多被召加之間、従明日如元可致五番参勤」(貞曆、元禄十)と又々五番になり、そして寛政二年三月二十五日に至り「近習内々外様小番可為六番事」(山科忠)と内々番外様番近習番はいずれも六番となり、おそらくこのまま幕末に至ったものと思われる。

後水尾上皇は寛文十一年七月八日近習番の番衆に宸筆の法度を与えている。すなわち『葉室頼業記』によれば、「両伝奏五人衆召、奥ノ近習之衆へ被仰出法度之趣法皇宸筆被遊御ミセ候也」(七月六)として以下の条々が記され、「小御所へ出御、陽明両伝奏五人衆列座、奥ノ番衆へ件之法度書之宸筆於御前御ミセ候也」(同八)と近習衆中に頒たれたのであった。

- 一 小番無懈怠可相勤事、若懈怠及繁多之時各令相談可定法度事
- 一 武家両伝奏者無昼夜不時御見廻可然事
- 一 五人之輩者定時刻可令参番事
- 一 御前之義者不及沙汰、於御所中老若共御放埒之作法野卑之相談堅可相慎事
- 一 於御所中内々之献盃不可過三反事
- 一 設虚言虚説及両舌等之罪禍難有免事

一近習之衆不守法度之輩於見聞者近習中不依老若所存之趣以一封付五人輩密々可献之、若雖有見聞之事情覆藏於不申上者可為曲事、五人之衆献之時乍封可懸御目事

この敵しい法度には、従来の内々・外様番とは異った近習番への上皇の期待のようなものが窺われるのである。

(2) 任免

近習番の出番は禁裏において伝奏・議奏列座の下、当番議奏より仰せ伝えらるというかたちで申渡された。⁽¹⁹⁾これは議奏ばかりのこともある。⁽²⁰⁾

庭田重条が自らの出番を記すところによれば、延宝二年五月十五日参入すると、当番議奏より「近習之番衆無人之間、自今日被召加、存其旨可致参番之仰也」(庭田重条日記、同日条)と伝えられる。一旦は断りの口上を述べ、伝奏にも相談の上「先申御請、可致参番之覚悟也」(同上、十六条)と覚悟を決め、十七日近習番所に向く。当番議奏に伴われて天皇の御前に伺候し、議奏より「先日被召加之議忝之次第也、併無調法之間御理申上度重条雖所存、先随師致参番之由」(同上、十七条)と紹介され、天皇より「重条者於端番も小番堅固相勤之由所聞召也」(同上、十八条)と忝き仰詞があつて、まずは宿番を勤め翌朝退出している。

近習に選ばれることは非常な喜びであつたらしく、広橋兼胤は息伊光の近習召加が決まったとき「不堪歓悦、自愛無限」(八槐記、宝曆八、十二・二十八条)と記し、早速勾当掌侍に付して謝し申している。なかなか望んで得られるものでなかつたことは「西園寺侍従今日初番参仕、(中略)出番直被

加近臣或被加祇候事、深懇願之处不被許云々」(野宮定祥日記、天保三・四・十五条)からも

知られるので、喜びは当然かも知れない。しかし中には近習番を希望しない人々もいた。すなわちこれは中御門資熙・葉室頼孝の例であるが、

「園・頼業兩人へ中御門中納言奥之御番御理申、端之番へ出申度之由御理御申也、頼孝も同し事ニ申入候也」(葉室頼業記、寛文四・七・十七条)という。理由は

わからぬが、奥の番は端の番に比して勤務時間も長く、気苦労も多かったのも、人によっては避けたい気持ちになったのかも知れない。日野弘資は息資茂が近習に召加えられようとしたとき「達而御理被申入」(中院日記、寛文十一、四・十二条)と固辞している。

なお近習番の出番に当って武家伝奏に誓紙血判を提出する記事も存在する。すなわち『基量卿記』貞享三年十二月二十一日条に、

(武家伝奏) 向千種亭、庭田中納言・竹内三位・富小路父子一紙各披見、血判各見証了、

とあるが、これより前十一月二十四日に、庭田中納言は議奏に、竹内三位・富小路三位は近習に召加えられていたのである。近習衆は是の年五月九日打揃つて武家伝奏柳原資廉の亭に到り「近臣中以上廿八人於参誓紙、予則談合、各自指出身血加押名字了」(基量卿記、貞享三・五・九条)と誓紙に血判を押捺している。その誓紙には、

一禁裏春宮御為不忠之存念毛頭有間敷之事

一不寄何事御前之御沙汰他言仕間敷事

一御膳以下惣而あかり物之類随分入念、聊無沙汰之義仕間敷之事

の三条が書かれていた。是より先御膳に異物が混入するという事件があったので、(同上、同 正・四条)特に誓紙を差出したのかも知れない。従って近習番出番に当ってこのことが踏襲されたかどうかはわからない。

さて、次に罷免の方に目を転じてみよう。その理由もさまざまである。

まず、天皇の意向にそぐわない場合である。

裏松弁被除奥御番度之事被仰之、(中院通茂日記、寛文 十二・六・十三条)

侍従菅為成朝臣・侍従菅家長等被省近臣列、有叡慮之由云々、(八槐記、元文三・七・二 十九条)

七・二 十九条)

転法輪大納言・清閑寺左大弁宰相・北小路三位・八条刑部大甫・中御門右中弁等依有思

食被除近習云々、(種房卿記、宝暦 九・十・十二条)

と、いづれも天皇の仰によって近習を除かれた。

内々高倉三位・外様資順朝臣等近習御免也、非不叶御気色、兩人共依為病者御

免也、(貞暦、元禄七・ 十二・十九条)

の例も「不叶御気色」として罷めさせられることを窺わせる。

次は当人の不行跡から近習を除かれる例である。例えば宝暦二年十一月二十四日撰政の計いにより清水谷家季は近習を除かれた。(2)「浮言乱説、

漏洩宮中之事」(通兒公記、宝暦 三・五・十四条)のためであるという。また日野資枝の場

合は密通の露頭や「小番甚不動」(紀光卿記、明和四・ 十二・十九条)が原因であった。

「不敬不法之行跡共有之」(兼胤記、宝暦九・ 十・十三条)と記される人々もいる。更に

江戸時代末のことであるが、安政四年九月三十日「今日御咎之人々多人

数之事、就中柳原左大弁宰相止官差扣閉門、被除近臣」(顯彰朝臣記、 同日条)は

「遊興并過酒沈湎」(橋本実麗日 記、同日条)によるものであった。素行ではなく落度

による例は「宗時朝臣依思食被除近習、(中略)其身乍在輕服日教之中、

廿三日期経内侍所参入、此事既露頭、仍及此沙汰云々」(通兒公記、宝暦 三・四・二十四条)

というもある。

更に近習の罷免は武家の要請でも行なわれた。一例をあげると、元禄

十二年六月二十一日京都所司代松平紀伊守は両伝奏に向って「近習之輩

之内不亘人躰有之由伝聞、右之輩被退可然、(中略)右様之人躰玉体近被

召置儀不可然(中略)兩人茂殿下江申入被退可然之由也」(公通卿記、 同日条)と

演説した。結果は「武辺申来」として四辻公韶・土御門泰連は「先称所

旁小番参勤可為停止」(同上、二 十九条)ということになった。また柳原紀光は二

度近習を除かれている。初回は明和九年正月十三日撰政近衛内前の使者

が「被除近習、本番所内々可参勤」(紀光卿記、 同日条)と伝えている。「子細何

事哉」(同上)と当人は訝るが、一族の広橋兼胤の記すところでは、正月三

日、この日記光は参番の日であったが、「狼藉頭中將 打擲」(八槐記、明和九・ 二・十七条)

のためという。この時は一族連署してとりなしに当り、ともかく出仕停

止とはならず、翌安永二年正月には再び近習に加えられた。ところが同

七年六月二十三日「入夜又伊光卿・資枝卿等来云、今度輕服中他国止宿

不叶時儀、被止出仕者」(紀光卿記、 同日条)と出仕停止処分を受けた。「(伝奏)

内々語云、此事東風吹来之故云々」(同上)と紀光は記す。閏七月十六日に

は赦されて出仕もなかったが「已後本番所可参勤者」(紀光卿記、 同日条)と申渡

された。

さて次に、これは幕府が直接関与したことではなかったが、宝暦八年六月九日徳大寺公城が近習を免ぜられ、同十七日正親町三条公積が議奏を免ぜられたのを始め、七月二十四日兩名の止官・永塾居、烏丸光胤・坊城俊逸・高野隆古・西洞院時名・中院通維も近習を除かれ永塾居、その他にも或は近習を除かれ、或は出仕を止められ、また遠慮する者など、大量の処分者を出した。いわゆる宝暦事件である。これなども幕府の意向を忖度して行われたわけで、幕府による処分の範疇に入れてもよいかと思う。

以上近習を除かれる原因のいくつかをみてきた。

三 小番の実態

番の実態について、形態や職務、法度や賞罰などをみていきたいが、実態を窺うことのできる記事は少ない。しかし『基量卿記』貞享三年六月六日条に、京都所司代土屋相模守政直と議奏東園基量との問答が録されている。前年九月所司代となったばかりの相模守は、この日議奏勸修寺経慶と基量呼び出しいろいろ禁中のことを尋ねている。いまその条々の中、番に関するものを拾ってみるとつぎのとおりである。

一 近臣外様内々等番衆所事 答曰、内々外様清涼殿辺北方、近臣番
所以外奥、格別之所之由返答了

一 毎日御番参勤人数何程哉の事 答曰、奥端以上十六人も可有之、

端ハ昼之間替之間、同時ニ三四人も有之歟

一 撰家門跡衆給仕事 答曰、無定事候、於御前者近習之殿上人相勤候、於休息所ハ端之輩相勤候

一 小番勤定誰人仕候哉 答曰、小番奉行綾小路樋口其外四五人被勤候

一 御夜詰久敷様ニ承及候、何様之御遊候哉 答曰、御内儀之事不存候、於御表者和哥御会等之時夜更候、其外ハ無之、於御内儀も御遊

之御沙汰ハ曾以無之候
一 常々御慰之御遊何事候哉 答曰、為指御遊も無之候

一 於番所諸家酒盃過多候哉 答曰、且以昨今其儀無之候

一 出頭之人誰人候哉 答曰、昨今為指出頭之輩無之候
ここにいくつか番の様子が窺われるが、もう少し記録に即してみていき

たい。

(1) 番所の位置

内々、外様、近習それぞれの番所の位置は、内裏の造営の度毎に移動している。先の問答の当時は延宝内裏の場合であるが、内々・外様の番所は清涼殿の北方で、近習の番所は「以外奥」にあるというのである。

いま試みに慶長・寛政の内裏における番所の位置を図で示すと末尾の図の通りである。初め内々と外様の番所は離れていて、番衆の行動範囲にも差があったが、次第に両番所は近づき、かわって内々・外様と近習の差が生じていくことが看取される。

(2) 番の形態

中世後期の禁裏小番は後小松上皇のもとにあった小番衆(後花園天皇)が禁裏に参番することになって、それまでの五番が十番に改められ、嘉吉の乱により五番に縮められたという。⁽²²⁾ところが応仁文明期に至り、京都は戦乱の巷と化し、公家も多く地方に下向して参番不能となり、また上洛しても困窮のため装束が調わず参仕できない者もあった。乱中においても近臣(内々)である甘露寺親長・三条西実隆は「自今日番也、参内衣冠」(親卿記、文明七・一)「自今日為当番、未刻束帯参内」(実隆公記、文明七・八・十一條)と記しているが、文明十一年土御門内裏に還幸するに当り、「小番事還幸已後可為朝衣」(親長卿記、文明十一・一)と命ぜられたにも拘らず外様衆は直垂で候し、「直垂面々依無候所、殿上之下侍ニ祇候云々」(後法興院記、文明十一・十二・九條)という有様であった。従ってこの頃迄の番は全く不規則とならざるを得ず、正常に番が組まれるようになったのは土御門内裏に還幸後のことである。(親長卿記、文明十・一・十二・八條)この後もなお「窮困不参」(在国不参)(宣胤卿記、文亀四・正・一)は続くけれども、内々は五番又は六番、外様は十番に組まれて参番していたようである。しかし外様番の場合「近年夜許也、但付昼分、雖似自由当时作法也、近臣之外皆直垂也」(宣胤卿記、永正三・十一・一)といひ、また永禄元年に先立つ数年は中絶していた模様である。⁽²³⁾

江戸時代に至っては幕府は朱印状をもって公家の知行を安堵し、父子で参番する時は子に方領を給するなど経済的安定をはかったので、不足がちではあっても困窮のため不参という者はなくなつたと思われる。

当初内々五番、外様六番に組まれていた番組は、⁽²⁶⁾元和元年には内々・

外様共五番に組まれている。⁽²⁷⁾そして先にも見た如く寛政二年三月二十五日「近習内々外様小番可為六番事」(山科忠言卿記)と六番になり、以後江戸時代まで改変はなかったものと思われる。勿論何か事件が起り、洛中騒動のことがあれば臨時に加番(副番・添番)がおかれ、五番を三番にすることも行われた。たとえば慶長二十年四月十九日五番を三番に縮めたのは大坂夏の陣による京中騒動のためであった。落城の後五月二十一日にはもとの如く五番に復している。⁽²⁸⁾また逆に五番を十番にした例もある。天明八年正月の洛中大火は公家にも多くの被災者を出した。そのため「以御憐愍」(山科忠言卿記、天明八・四・一)参番の回数を減らしたのである。「世上も漸及静謐候へハ如尋常可勤仕」(同上)ともに戻っている。

ところで番の形態にはもうひとつ定小番詰というものがあつた。たとえば「禁中御番三番詰也」(時慶卿記、文禄二・九・十一條)とか「卯刻許参内番、巳刻許退出、秉燭之後参宿」(八槐記、享保十・八・八・十六條)に見られるように、参番の日に時間をわから詰めることである。先の所司代との問答にも「昼之間替之間、同時ニ三四人も有之欵」とあるのがこれに当る。定小番詰の實際を窺うために、外様番の番帳かと思われる書陵部蔵の『小番詰以下備忘』の中から任意の一日を書き写してみると、

安政四年十二月

十日 徳大寺落手

同宿 坊城黄門落手

受取 実梁

新平三位

二番詰 供愛朝臣

供愛朝臣

三番詰 隆脩
大江俊堅

夏長朝臣
公愛朝臣

四番詰 竹屋三位
夏長朝臣
宣嘉

隆脩
宣嘉
大江俊堅

夕替 竹屋三位
良義朝臣
公愛朝臣

右参仕
竹屋三位

内々加番

新平三位

内々加番
良義朝臣
依神事不参

公総朝臣

実方

右依所劣不参

以上の如くである。昼の間受取、二番詰、三番詰、四番詰、夕替とわか
れており、宿は全員で勤めることになっていた。『雲上当時鈔』によれ
ばそれぞれ参内の時刻は、受取は卯刻、以下、巳、午、未、申刻であ
り、宿は酉刻より翌朝までであった。冒頭に書かれている徳大寺・坊城
は当番議奏であり、その日の番帳を受取ったことを示している。ついで

ここに書かれている加番と不参について触れておきたい。加番は番自
体を縮めて六番を三番にするというときにも使われるが、ここでは内々
の人数が足りないもので外様の人が助勢に赴いている場合に使っている。
内々と外様は番所の位置も異り、さまざまな差があったので、本来内々
の番代は内々がつとめ、外様の番代は外様がつとめるのであった。しか
し内々の人が外様の番代をつとめることは問題なく、これははやくから
行われている⁽²⁹⁾。しかし外様の人が内々へ加番に赴くというのは以前には
なかったことである。ところが元文二年八月二十四日「内々外様江加
番、外様内々江加番被停止候」(山科頼言卿記同日条)と議奏から申し渡された
が、十月二十日には「自内々外様加番、自外様内々加番之事、如前々可
相勤之旨」(山科頼言卿記同日条)とわずか二ヶ月で旧に復している。近習番の設置
によって内々と外様の差がさして問題にならなくなったことと関係があ
るのではなからうか。

番の不参にはさまざまな理由があったが、最も多いのは所劣不参であ
る。ついで両親父祖の正忌日、また両親をはじめとする服喪、産穢など
は故障不参である。神事不参は春日・賀茂・吉田・平野社等の神事のた
めである。所劣や故障と称して不参の場合もある。たとえば宝暦十年一
乗院宮の御世話卿五辻盛仲・肝煎難波宗城は一乗院と大乘院の争論にま
きこまれ、責任をとるかたちで「暫小番等称所劣可為不参」(兼胤記、宝暦
十四)と命ぜられている。先にみた幕府の要請によって近習番を罷めさ
せられた四辻公韶・土御門泰連も「称所劣小番参勤可為停止」(公通卿記、
元禄十二)

六・二) という処置がとられている。

番帳を見ると、この外に塾居、差扣閉門などと註されている場合もある。⁽³⁰⁾ これらの人々は当然番も停止である。遠慮という措置もあった。勿論勅免により番復帰は可能であったが、永塾居ともなると小番番組から除かれてしまう。⁽³¹⁾

(3) 番御免の人々

前述のように、禁裏小番は原則として撰家を除く全ての公家が参番するきまりであったが、中には番御免といって番を免除される者がいた。

まず「清華之大臣衆も番御免」^(葉室頼業記、寛文十・十・四條)と清華家の人々は大臣在任中は番を免除されていた。『看聞御記』には永享四年前右大臣三公冬・内大臣大炊御門信宗が参番することについて「大臣番ニ祇候先規不審、凡清華人々被入小番事無先例欵、然而当時ハ西園寺・花山院等小番祇候、不便之事欵」^(永享四・九・十一條)と記されていて、これより以前清華家の人々は参番しないきまりであったらしい。その名残であろうか。

次に武家伝奏も免除された。江戸時代に入って広橋兼勝・勸修寺光豊が伝奏に任命されたのは慶長八年二月のことであったが、当初兩名は番をつとめている。⁽³²⁾ 『葉室頼業記』によれば「武家伝奏本院御在之時迄ハ小番被致候、後光明院之御在之時、伝奏ハ依御用多御免被成候」^(寛文四・四・四條)と後光明天皇の時代(寛永二十年)承応三年)に番御免になったという。その後、寛文四年正親町実豊が伝奏になったときあらためてこの問題がとりあげられ、撰家の人々に諮問があったが、「只今伝奏ハ清花大臣よ

り御用多重職ニ候」^(同上)と異議なく番御免となっている。

次に議奏も番を免除された。議奏も設置当初は番をつとめている。しかし周知の如く議奏の職務も多岐にわたり、御用の多さでは伝奏にひけをとらない。そこでまず、設置半年後の寛文三年六月十九日「宿御免」^(葉室頼業記、同日條)となった。そして同十年十月十日「小番御免」^(同上)となり後には議奏に任ぜられると直後に番御免となっている。⁽³³⁾ なお伝奏も議奏も離任すると元の番所に戻るものであったが、永年の苦勞を賞せられて番御免の列に入ることが少なくなかった。たとえば飛鳥井雅章・正親町実豊の場合、離任後小番に加わることを願出たが「兩人共伝奏ニ而今迄苦勞仕候間、小番御免被成候由仰也」^(葉室頼業記、寛文十・九・二十二條)と上皇の仰により小番御免の列に入っている。東久世通積は宝暦八年八月十二日に議奏を辞め、同二十四日に小番御免の列に入った。⁽³⁴⁾

小番免除の例としてはまた「清閑寺大納言・高辻前大納言・葉室大納言・白川二位等依老人小番被免」^(基量卿記、貞享二・十二・二十八條)のように老齡のため番御免になる人もいた。幕末においては、内々・外様番は六十歳より番御免、近習番は五十六歳でまず宿御免となり、翌年小番を免ぜられた。⁽³⁵⁾

特殊な例としては、水無瀬家の場合、天文十三年外様から内々になつたが「但不入小番也」^(言繼卿記、天文十三・七・七條)と記され、また天正年間にも「水無瀬者諸事禁中御番等御免除」^(言繼卿記、天正七・五・二十一條)と記されているように、小番番組にはのせられていない。遠方であるためと、水無瀬宮を預るためという。⁽³⁶⁾ 但し頼まれて番代に出ることはあったようである。⁽³⁷⁾

その他臨時に番を免除される例も少なからず認められる。弁官が讓位・踐祚・即位などに際し公務繁多のため免除される例、伝奏及び奉行職事が免除される例、懐妊した女官を預る里方の人々が免除される例、更に誕生した皇子女を預り養育する場合も番を免除されている。また「今度諸家中逢火災之輩、暫小番御免」(基量卿記、延宝三・十二・十一條)とか「近習内々外様東行之輩、出立前各被免小番一ヶ度」(東照宮神忌備忘、元治二・三・十九條)「関東上洛人々小番一番御赦免」(貞曆、天和四・三・二十五條)などの例もある。こうして参番者が減少すると番が成りたたなくなり、そこで番の結改が必要になる。

(4) 番の結改

前述のように禁裏小番は議奏が支配したが、議奏の設置以前は勅裁によっていたらしい。⁽⁴²⁾寛文三年に議奏が置かれてからは、後水尾上皇は、園亜相・正親町亜相法皇へ召、(中略)内々外様小番之事仰也、兩伝奏四人相談可仕候由仰也、^(葉室頼業記、寛文四・八・四條)

と伝奏と議奏が相談して結改に当ることを命じ、更にその結果について飛鳥井殿・園亜相・正親町・頼業同道申法皇へ参、此中之小番結改之書付懸御目候也、仰ニハ、か様之細々成儀ハ重而ハ何事ニても伝奏兩人御相談ニて可被相定之由仰也、^(同上、同十四條)

と議奏が協議し、伝奏に相談するようになっている。その結果、「兩伝奏伺公、小番結改之事番奉行衆申被渡也」^(同上、同二十六條)とはじめて小番奉行に結改のことが伝えられるのである。ここから小番奉行による番組作成の作業が始まるのであるが、そのことについては『小番奉行案内』

^(蓬左文庫藏)に詳しいのでここでは触れない。

では、次にどのような場合に結改が行われるかを見てみたい。

まず定期的に行われるのは「自元日結改」^(山科頼言卿記、元文四・正・一條)あるいは「自(七月)朔日結改」^(同上、七・一條)と記されるように正月と七月に行われる例であった。これは主として元服を了え新たに出番する人、あるいは番御免になった人を考慮した調整のためである。次に番頭替といって官位の昇進や薨去などによって、席順がかわる時にも臨時に結改が行われた。その例は枚挙に遑がないが、いくつかあげておく。

御番今日ヨリ諸改、中山外様ニ被成由也、依去諸改ト、^(結時慶卿記、慶長五・十二・十六條)
勸修寺宰相被任中納言番組改易、^(慶長日件録、慶長九・八・二條)

自今日小番結改也、資廉卿老中被仰出、仍下官一番参勤、^(貞曆、天和四・三・一條)
一番病者多候間、(中略)一番衆と被指替了、^(基量卿記、貞享五・三・二十二條)

(5) 職務

参番については常々厳しく申し渡されることであったが、実際に上番した人がどのような一日をすごしたかについては詳しく記したものを見かけない。仕事は多岐にわたるので、まず父親の番代として参番し、見習から始めて次第に習熟していったものと思われる。

先の所司代と議奏の間答の中に撰家門跡衆の給仕のことが見えだが、東宮始行啓也、内々外様当番公卿雲客奉出逢車寄、^(基量卿記、貞享三・正・二條)と貴人の参内を車寄に出迎え、陪膳・役送などをつとめること、公事の習札などの手伝をつとめること、⁽⁴³⁾

小番参仕、有官位勅問参大臣亭、各被申無所存之由、帰参奏之、(八槐享保十八・五・三条)

と各種の御使をつとめること、寺社への代官詣などであった。

丑刻地震甚、主上清涼殿まで出御也、予冠許着、御前召候間致伺公候、(泰重卿記、元和四・八・十一條)

のよう、緊急時に御前に祇候し、不寝番をつとめること、これは本来の任務であった。このほかまだ番衆は各種の労役にも従わねばならなかった。たとえば宮中の虫払いの際には、

御虫払ニ伺公、清涼殿御双紙之テチタイ申候也、飛鳥井中納言御本奉行被居候也、(資勝卿記、寛永十

とあるように、虫払には御本奉行、御楽器奉行などが出役するが、番衆も手伝わねばならなかった。歳末の煤払も同様である。内裏の殿舎には紫宸殿奉行・小御所奉行などそれぞれ奉行が配され、その人々が従事するのであったが、番衆もまた鬮で持場を定めて働き、「及西刻御掃除事終、議奏卿檢知了、(中略)終日奔走疲勞無極」(野宮定祥日記、天保五・十二・二十五條)と記されるように、重労働に従ったのである。又雑役の例としては、

当番参仕、今日出雲大社神宝御琵琶觀覽、姉小路中将・予等運送昇置御前了、開辛櫃蓋、議奏兩卿大宮大夫 鷺尾前大、執出件神宝被備天覽、了如元

撤之、可納于御物置依勅語納了、(山科言成卿記、文政十三・八・七條)

のように御前の御用をつとめることも多々あった。次に学問教養面も重視され、とりわけ和歌は公家にとって必須の教養

であったから、

依当番参、請取也、召御前、(但番衆所へ出御也)、令短冊持給、来九日御月次当座也、為御稽古今日番衆可令御当座読給云々、(中院通村日記、慶長二十・二・六條)

と稽古に励み、ときには、
未刻前御学問所江出御、当番一統御前被召、小御所并御内儀等御庭江出御、議奏并近習当番供奉、且供奉輩御庭春色之処詩歌可作詠御沙汰被為在、申半刻比御前退、其後一統詠出、附于議奏了、(基豊卿記、文政八・二・二十三條)

とあるように、日頃稽古に励んだ成果をさりげなく問われることもあったのである。

また当代の学者と謳われる人々も参番したので進講や講釈が行われることも多かった。たとえば、三条西実隆は延徳二年から三年にかけて当番の日に源氏物語の講釈を行なっている。(切)

また、

従明日十日宣通朝臣於常御所側七十二可講孝経之由云々、聴聞ハ当番輩計可参云々、(貞曆、元禄十・三・九條)

のような時は、当番の人々も天皇と共に講義を聴聞するのであった。幕末に至っても、

自番頭以廻文被示之状

自近日和漢書江次第・十八史略御会読可被有之旨、御定日子辰申之日 丑巳酉之日御治定、右之日近習当番被召候間一統書策可有持参、(東坊城巖長日記、文化十四・六・十一條)

のように、会読に近習を召されている。これらは天皇の年齢や好学の資

性にも関係すると思われるが、番衆、とりわけ内々衆や近習には勉学が義務づけられていたのであった。

さて、職務の中で最も屢々目につくのは書物の書写と校合である。これは江戸時代に限らず中世末期戦乱の最中にも行われていたし、終熄後もさかんに行われた。戦乱により多くの書物が灰燼に帰したためもある。

ゑいくわ物かたりの御けうかうにとさまない／＼のおとこたちめして
こ御所にて御けうかうあり、(御湯殿上日記、慶長三・二・三条)

のような例は数多い。江戸時代においても書籍の書写はさかに行われているが、なかでも寛文年間には大規模に行われた模様である。万治四年正月の火災に内裏が炎上し、新院御所の文庫が炎上を免れたため、その書籍の書写が行われたためである。まず、寛文三年十二月に『御湯殿上日記』弘治三年より天正十三年に至る四十三冊を公家衆に分配し書写を申付けた。⁽⁴⁶⁾そして翌年三月七日、

御ゆとのゝうへの日記一番二番三番四番五番へ取分校合之事申付也、
一番五冊二番五冊三番五冊四番七冊五番六冊、以上廿八冊也、(葉室頼業記、同日条)

のように、各番毎に分配、校合が行われた。この後四月二十三日「大経師ニとちさせ」同二十六日「表紙かけ」が行われて完成している。引続き法皇御所からも『御湯殿上日記』五十八冊が書写のため持込まれ、また書写校合が行われている。⁽⁴⁶⁾また翌年伊呂波字類の書写が行われた際も「伊呂波字類今日ヨリ写はしまる、中院殿・花園殿へ一冊ツ、渡ス也、

次々ノ番毎被渡也」(葉室頼業記、寛文五・八・十四条)と番衆に分配された。御所の本ばかりではなく、たとえば冷泉家の歌書の書写なども行われている。

内々被借召冷泉家文庫哥書書写之義、禁中番衆へ被仰付之間、其義分配之義旁議奏中へ被仰付、(基量卿記、貞享五・三・十六条)
数人の相番衆が会するので分配にも書写校合にもまことに都合よく、能率もあがったことと思われる。

さて、番衆は労役と勉学にあけくれたわけではない。『基量卿記』に見えた問答には「為指御遊も無之候」と記されていたが、慰みもあつたのである。

於外様富小路・広橋等将某アリ、(時慶卿記、文禄二・九・二十二条)
と仲間同志将某に興じ、

及更吉田ハ上へ被召御碁アリ、(同上、同間九・十二条)
当番ニ参、於常御所ニテ将某被遊、御相手ニ参了、(言緒卿記、元和二・六・十一條)
と天皇の碁・将某の御相手をつとめたり、

参内、番、宿侍、入夜なそ／＼有御戯、(八槐記、延享二・二・十八条)
となぞなぞ遊びに打興じたりもした。集まれば自然酒宴となることも屢々であったし、

参内、各々参集也、公家衆外様内々卅人アリ、飯後酒宴事之外也、各不覺手舞足踏、其外音曲共有之早、則主上清涼殿簾中御見物之由承及候、皆参也、今度御番骨折と思召之故也、(泰重卿記、元和三・五・四條)
今朝於禁中御番骨折之由被仰、摠番衆官位上下無分銀子三枚ツ、拝領

也、(同上回)

のように、慰勞の宴や金品を賜わることもあった。

最後になつてしまつたが、

自去廿五日禁裏於小番所可記日次記之由被仰出、宿仕公卿殿上人之内、

内々衆之中二人、外様衆之中二人、指其仁被仰記者、(道房公記、寛永十

と寛永十八年七月二十五日より小番所において内々二人外様二人の公卿

殿上人が選ばれ日記をつけることになつた。現在『禁裏番衆所日記』あ

るいは『禁中御日次記』『禁中御日記』『禁中番所日記』など何種かのそ

れに相当するかと思われる日記が残っている。その中の一部が『議奏日

次案』であることは既に先学によつて明らかとなつて(48)いるが、現存する

『禁裏番衆所日記』は寛永十九年を上限とするので、中闕は多いながら

ごく初期からのものが存することになる。ただ残念なことに殆どが写本

で、おそらく日々書継いだと思われる原本の体裁は失われてしまつてい

る。『葉室頼業記』の中に正保三年と寛永二十一年の「日次之写」を柳

原弁に貸し、一ヶ月ほどして「御日次ノ写二冊」を返してきたという記

事がある。(49)いま書陵部所蔵の柳原本と葉室本の『禁裏番衆所日記』の当

該年次を較べると体裁まで非常に似通つていて、おそらく柳原家では方

々から借覽書写したことと思われるのである。また書陵部及び京都府立

総合資料館に土御門泰重の日記として整理されたものの中に慶安元年の

『禁裏番衆所日記』と思われるものが紛れこんでいる例もあり、これら

は『禁裏番衆所日記』が公家の間で先例として重要視され、書写が重ね

られたことを示していると思う。

(6) 法度

禁裏小番の番衆に頒ち与えられた法度は数限りがないといつていい程

多い。いまそれを全て列記することは出来ないもので、実態の窺われる代

表的なもののみを掲げる。

まず出処によつて分類するならば、大きくは幕府と禁裏にわけられ、

禁裏のものは更に天皇・上皇、関白・摂政、武家伝奏、議奏、番頭等々

にわけられる。しかしこれらを厳密にわけるとは難しい。たとえば幕

府の要請をうけて関白や武家伝奏が番衆に申渡すことは屢々あり、禁裏

より仰せ出さるとあるものの中にも幕府の意向を忖度したものもあつた

と思われるからである。一方、受手である公家の側からわけられるならば、

まず廷臣一般であり、内々・外様であり、近習のみに頒たれるものもあ

つた。また内容別にわけられるならば、番の懈怠を戒めるもの、宮中にお

ける行儀作法・飲酒に関わるもの、宮中の諸事漏洩を禁ずるものなどであ

らう。

小番に限らず江戸時代の公家の生活を大きく規制しているのは、周知

の如く慶長十八年六月十六日徳川家康によつて定められた『公家衆法

度』である。その第三条に、

昼夜之御番老若共ニ無懈怠相勤、其外正威儀相調、伺候之時刻如式目

とあり、番は公家にとつて重要な務めであつた。同法度には、

参勤仕候様可被仰付事

不寄老若背行儀法度輩者可処流罪

という罰則も定められている。ついで、慶長二十年に出されたいわゆる『禁中並公家諸法度』には番に関する条項はないが、奉公の労を積むことによって推任推叙あるべき事が謳われ、

関白伝奏并奉行職事等申渡儀堂上地下之輩於相背者可為流罪事

と厳しく定められている。万治四年の大火にこの諸法度が焼失するや幕府は又改めて作成して献上し、諸公家に頒布されている。⁽⁵⁰⁾そして伝奏の下向、所司代の上洛など機会ある毎にさまざまな法度を伝えたのであった。⁽⁵¹⁾中で直接番に関したのものとしては、次のような例がある。延宝二年上洛した所司代永井伊賀守尚庸は伝奏中院通茂に「可申渡之書付」を示した。その一条に、

一諸家之面々年齢盛之衆も子息方領被下之上者代番被勤之由相聞候、

老人病者之外自分勤仕可然思召候事、(中院通茂日記、延宝二・九・十三条)

と番は本来自分勤仕たるべきことを申入れている。この外、関白や伝奏が「関東の御趣意」を汲んで申渡した法度もあった。⁽⁵²⁾

禁裏小番についての法度は、禁裏からも数多く出されている。その筆頭に挙ぐべきは、「番衆所壁書」あるいは「三番所壁書」というものの存在である。これは天皇の讓位、踐祚が行われる度毎に内々、外様、近習第一の人(一番番頭)が書改め、清書して夫々番所の壁に張付けたものである。⁽⁵³⁾初めてこの壁書がみられるのは貞享四年三月靈元天皇讓位、東山天皇踐祚の時である。東山天皇はまだ十三歳であったので、伝奏柳

原資廉は内々・外様の番頭を参内せしめ、議奏列座の下、院の御気色として「依幼主臣下方事不放埒様可申付」(貞曆、貞享四、三・二十四条)を伝え、以下の条々を申渡した。「注一紙、番所壁張付了」と記されている。

一 小番不限昼夜無懈怠可相勤事

一 守官位之高卑不可乱礼節事

一 御用之外猥番所明他所往反堅停止事

一 不法進退高声雜談不可有之、於致口論者、不依理非相方共可為重罪

事

一 勸盃不可過三献事

一 男女制法勿論之儀也、若於不相守者可為罪料事

一 掌灯茶湯火炉等惣而火之取扱鈍末無之様可付心事

貞享四年三月廿四日

爾後踐祚の度毎に書改められ掲出されたことは、たとえば享保二十年三月桜町天皇踐祚に当り、貞享四年の法度をそのまま記し、

右今度更被仰出候条堅可被相守者也

享保二十年三月十九日(八槻記、享保二、十・三・二十条)

と書き加えていることでも知られるし、更に幕末に至って孝明天皇の踐祚に際しても、全く同文の条々が記され、

右享保廿年、宝曆十二年、明和七年、安永八年、文化十四年度被仰出

候通今度更被仰出候条、堅可被相守者也

弘化三年二月十三日(野宮定功日記、弘化三・二・十四条)

と前例を踏襲していることから明らかである。明治天皇の踐祚に當つてもなお「今日踐祚也、三番所壁書改之事被仰出」(慶応三年正月九日三番所壁書)

とあり、靈元天皇が東山天皇の踐祚に當つて作成した番衆所壁書は、爾後江戸時代を通じて番衆の規範となっていたのであった。なおこれには

「近習輩可覚悟条目」というのが付されており、『八槐記』によれば「貞享御讓位前被仰出」(享保二十条) たものであるという。靈元天皇は讓位の五年程前「從旧院禁中近臣之輩へ被仰出御誼書」(基量卿記、天和) を献上するよう東園基量に命じ、基量は「近臣中御誼書一通」などを進上

し、「猶此類若所見候へ、可献上由仰也」(同上) としきりに先例を蒐め法度作成を考えていたのではないかと思われる。この条目が寛文三年近習番設置直後に出された法度と酷似しているのはそのためであろう。

この壁書以外にも代々の天皇は番衆に対してさまざまな法度を下している。後陽成天皇は「とさまの御はんふさたなるとてみなくよく御申つけ候へとくわんしゆ寺大納言におほせらるゝ」(御湯殿上日記、天正) と外様衆への注意を促し、更に慶長八年九月には「外様番不沙汰以外也、可被置壁書」として両伝奏より次の条々が申渡されている。

条々 内々

一 小番之事、請取飯後、二番詰以下者四時已前ニ各可有伺候、番帳者參次第可被着之、宿之義者秉燭已前可有參集事

一 参内之時衣服冠帯不拘美惡正威儀、各從官位可守如法礼節之事

一 早朝上格子以前、下格子以後者從常御所南廊懸筵奥江出入禁制也、

雖昼無御用者申口男末大台所迄も不可致伺候之事

一 於非常之砌者非兼日之制限、雖内々御前依時宜可致伺候事

一 青侍雜色以下之輩於御番所作法各可被堅申付之事

条々 外様

(内々とほぼ同文、出入禁制の一項を闕く)

これに対して内々・外様それぞれに請文を認め、連署加判している。⁽²⁴⁾

後水尾天皇も慶長十八年四月番衆に法度を下している。

外様内々御番衆之事

一 今迄之御法度者燭不出先に伺候との事にて候へ共、夜中過ニもしこ
う候て晝より退出候て、冠装束も不着罷出られ候衆も御入候由之事
一 内々外様昼夜之御番にて候へ共、かり殿せはく候故、外様衆ハ夜計
にて、昼ハ御番もゆるされ候ニ其上無沙汰なる事ハきつと申つけら
れ候へとの事

一 内々にて昼ハしこうなき事も多く、是もふさたなきやうにとの事

一 御ことハりもわつらひか何とそ人もしりしほとんさるかたき事ハせ

ひなく候、ゆさんなどの御ことハりにハ番代をまいらせらるへき事

一番所にてむさとはたかなる事いさかいそうふんなど申候へハくせ

事たるへき事(言緒卿記、慶長十
八・四・十一條)

「公家衆法度」が頒たれる二ヶ月前のことである。

壁書が定められてから後もまだまだ番衆を戒める法度は出され続け
た。しかし、

今日結番輩多懈怠、蔽密可勤仕之由有勅旨、去冬以勤勞之輩為賞賜白銀二枚、闕怠徒蒙勘免、雖然人々無所懼、又無所勵、(野宮定基日記、元禄十六・二・四條)

とあるように、あまり効果はあがらなかつたようである。寛保三年正月の法度は、⁽⁵⁵⁾ 昼夜無懈怠に始まり、衣冠・礼節・勸益・火の取扱などに加えて、

一人々之傍難有障、世間之雜説、劍術力業卑賤之書談音曲等之類、不可有之事

一雜人入御庭候節、与卑賤之輩言談不可有之事

一火災之節猥出御門前、或登屋上之類、不可有之事

となかなか細かい。次は宝曆二年十一月の法度であるが、これはいささか趣が異なる。

一壁書之趣亦可被相守候事

一禁中之儀於宮外言談可有斟酌候、尤朝夕巨細之雜事見聞之儀等不可

有漏達候事

一近習之儀無漏洩之条勿論、仮雖為父子兄弟之間可被相慎候、尤於番所も不可有無用之言談事(兼胤記、宝曆二・十一・二十四條)

というもので、これは「常々多言ニも有之」との理由で清水谷家季が近習を除かれた直後に出されたものである。翌々年もまた番衆は懈怠を戒められている。すなわち、

小番之儀不可有懈怠之旨年来雖及御沙汰、猶緩怠之衆中教輩候、病氣於顯然者勿論候、或病症不分明、或宿仕申所勞他行之類粗被及知食

候、各可為覚悟候、(中略) 向後猶被為緩怠託事於彼是小番御用等於怠慢者、御咎可及嚴重之御沙汰候事(兼胤記、宝曆四・六・二十九條)

とあり、一段と厳しくなっている。ついで明和二年には「小番懈怠多時者をつから官位之沙汰ニも可及款」(兼胤記、明和二・十・十三條)と撰政近衛内前は伝奏と議奏に告げている。降って天明六年三月閏白九条尚実は三番所

番衆の上番中の態度につき嚴重な注意を与えた。⁽⁵⁶⁾ 番衆所に於て「醉態及濫吹」という状態であつたらしい。安政四年九月に出された法度は、

一勤番衆静謐謹慎之事年来雖被誠仰、不守其儀、屢犯制度之条最不容

易、殊為若輩不用古老之教諭、却輕蔑嘲哂、不恐朝憲事

と若輩の態度を厳しく誡め、以下飲酒、雑沓の地徘徊等に関する四箇条を定めている。⁽⁵⁷⁾

番衆に下された法度はまだつきないが、また別の機会に触れることにする。

(7) 小番勘定と賞罰

前述のごとく、「小番無懈怠可相勤事」はくり返し言われ続けたのであるが、肝に銘ずるところではなかつたようである。

ところでその懈怠の実状を幕府が知ることになるのは小番勘定というものが存在したからである。先にみた所司代と議奏の問答にも「小番勘定誰人仕候哉」の間に「小番奉行綾小路樋口其外四五人被勤候」と答えているように、小番奉行が勤惰を集計するのである。小番奉行とは前述

のごとく宮中におかれた諸奉行の一つで、伝奏や議奏の意をうけて小番

の管理運営に当る人々のことで、その数は時代によって異なるが、中期以降は六人で勤めた。そして「内々三人、外様三人也、自一番到六番一人宛配之」(柳原均光日記、寛政十一・八・二条)と内々三人、外様三人の計六人が一番より六番に配せられ、内、外、内、外、内、外と一人づつ月番で勤めるきまりであったが、小番勘定は全員で行なった。

その小番勘定には三月勘定・一年勘定・三年勘定の三種類がある。

①三月勘定 内々・外様勤番の人々個々について春夏秋冬三ヶ月づつの勤惰を集計し献上するものである。この時小番奉行が閲覧参考にするのは着到(毎日昼夜参勤の交名を順々に続けてこれを串に巻いたもの)、断帳(日々の不参の理由を記したもの)、尋帳(近習の参否を本番所より尋ね記したもの)である。そして加番については内々・外様は宿一ヶ度を昼二ヶ度に換算し、近習は宿一ヶ度を昼一ヶ度として計算した。

②一年勘定 一年勘定は「於外様番衆所当年番之吟味番奉行衆有之也」(葉室頼業記、寛文九・十二・十七条)とあるように年末(あるいは翌年の二三月)に行う一年分の集計で、これは三通調製し、それぞれ武家伝奏・関白・議奏の許に届けられた。そのうち伝奏に届けられた分は幕府へ送られたのであった。

③三年勘定 三年勘定は一年勘定三ヶ年分をもとに集計し、議奏に付して献上した。三年勘定の成績により不闕之輩、准不闕之輩に金品を賜わり、また褒詞があったという。⁽⁵⁸⁾

懈怠を戒められる者がいる一方で、驚くほど真面目に勤める者もいる。一例をあげると、

今日樋口二位^(信康)為賞綿三把拝領、子細ハ五ヶ年以來小番不闕、当年勿論也、其上老人且又無子息代番、為一人参参勤事殊勝思召由也、^(基量卿記、貞享二十二年・二十九条)

とあり、信康はこの後も一途に勤め、六十九歳で亡くなったが、久我通誠は信康を「平生丁寧奉公之仁、小番終無闕如」(貞暦、元禄四・六・二十一)と評している。不闕のため恩賞に与った例としてはまた、

此日延享四年五月^{受統}已来勤番上日不闕之公卿殿上人賜恩賞、^{緝綿有就}中万里小路前大納言、六条前中納言不闕之上日及数年之間、可着鞆之由被仰下、^(八槐記、宝暦元・十一・二十八条)

のように、金品のほか襦袢を許されることもあった。三年勘定の結果は、宝暦十二年七月廿七日より当今踐祚日当年六月卅日迄小番不闕之輩并不懈勤番十ヶ度已下不参之輩等賜御褒美、^(兼胤記、明和二・十・十三条) あるいは、

今日三ヶ年小番参勤不闕人々賞賜之、大夫不闕白銀十両、中将准不闕金二百疋賜之、^(橋本実久日記、安政三・十二・二十八条)

など、不闕、准不闕の人々が恩賞に与った。他にも褒賞の例は見えるが、一方懈怠を直接の原因とする処罰の例はあまり見られない。あるいは不行跡と記されるものの中に含まれるのかも知れない。『葉室頼業記』寛文四年四月二十九日条に厳しい処断の例が記されている。

今日滋野井三位^(教忠)・同侍従^(実光)、父子共所勞と申御番等にも不参、三位其上

色々不調法なる義依被申、從関東申来、三位ハ松平安芸守、同侍従ハ松平対馬守トサ也ニ可被預置之由、

と滋野井教広・実光父子は幕府の申し入れにより配流に処せられている。実光は二年後赦されて帰洛し、番に復帰しているが、⁽⁵⁹⁾これなどは法度に謳われた「流罪」の適用された例といえよう。

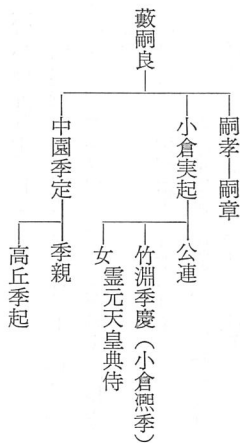
おわりに

以上江戸時代の禁裏小番について形態・職務・法度・賞罰などを瞥見した。小番の番組は単に参番のためばかりではなく、伝奏や議奏などから各種の触を廻したり、吉凶の参内、参院、贈進、あるいは所司代亭への挨拶など、番衆はそれぞれ番頭に統率されて行動したのであって、いわば公家社会の一組織であったので、屢々結改を重ねつつ、ともかく江戸時代を通じて維持されてきた。そして明治元年閏四月、近習・内々・外様は合一して内番衆となり、内々・外様の称谓も廃されたのである。⁽⁶⁰⁾

なお番は禁裏ばかりではなく、院御所、東宮御所、女院御所にもおかれていたのであって、それら全体を蔽う小番制度の変遷については今後の調査を俟たなければならない。また今回全く触れることのできなかった番頭の役割、就中一番番頭の役割など興味をひかれることは少なくないが、すべて今後の課題としたい。

註

- (1) 五番というのは番衆を五組にわけ一番の人々は一、六、十一、十六、二十一、二十六日に参番し、以下二番は二、七、……、三番は三、八、……、四番は四、九、……、五番は五、十、……に参番する形態を言う。六番は十二支に從つて参番する。
- (2) 今江広道「江戸時代の武家伝奏」(『高橋隆三先生 古記録の研究』)、平井誠二「武家伝奏の補任について」(『日本歴史』四二二号)、武部敏夫「議奏日次案について」(『高橋隆三先生 古記録の研究』)、平井誠二「確立期の議奏について」(『中央大学文学部紀要』史学科三三三号)
- (3) 『光台一覽』、勢多章甫『思ひの儘の記』、下橋敬長『幕末の宮廷』
- (4) 母利美和「禁裏小番内々衆の再編―後水尾天皇側近衆の動向―」(『日本史研究』二七七号)
- (5) 『資勝卿記』『時慶卿記』同日条
- (6) 『時慶卿記』寛永六年十一月八日条
- (7) 『慶長日件録』慶長九年七月二十九日条
- (8) 『泰重卿記』元和十年正月一日条
- (9) 『資廉日記』寛文九年正月十一日条
- (10)



(11) 『資廉日記』元禄八年六月二十五日条
(12) 中に数家差延(後世八景間)に於て天盃を賜わる家があった。

慶長十八年 日野 烏丸 柳原

- 寛永十九年 柳原 烏丸 飛鳥井 竹屋 難波 中山
 寛文六年 中山 竹屋 上冷泉 西大路 難波 柳原
 幕末 冷泉 竹屋 伏原 油小路 西大路
- (13) 『貞曆』元禄五年正月九日条
- (14) 『葉室頼業記』寛文三年二月四日、三月十四日、四年十二月六日、同十二日条
- (15) 『葉室頼業記』寛文三年二月二日条
- (16) 『基量卿記』貞享三年六月六日条
- (17) 『貞曆』元禄四年八月二十九日条
- (18) 『基量卿記』元禄四年正月十二日条
- (19) 『八槐記』享保十九年九月二十三日条
- (20) 『貞曆』元禄八年十二月二十六日条
- (21) 『八槐記』同日条
- (22) 『薩戒記』永享二年四月二十三日条、『看聞御記』永享六年十一月二十一日条、『建内記』嘉吉元年六月二十五日条
- (23) 『実隆公記』明応五年五月二十六日条
- (24) 『宣胤卿記』永正元年九月一日条
- (25) 『言繼卿記』永禄元年五月十一日条
- (26) 『言経卿記』慶長六年
- (27) 『泰重卿記』
- (28) 『泰重卿記』
- (29) 『言経卿記』天正四年正月一日条
- (30) 『小番詰以下備忘』安政四年十月二日、同三日条
- (31) 『植房卿記』宝曆九年十二月二十八日条
- (32) 『言経卿記』慶長九年正月番組
- (33) 『方長卿記』延宝八年四月四日条、『貞曆』元禄六年九月十二日条
- (34) 『東久世家系譜』
- (35) 『恒例公事録』
- (36) 『雲上当時鈔』
- (37) 『言経卿記』慶長十年十一月二十九日条
- (38) 『八槐記』寛保四年正月二十二日条、『東坊城聡長日記』文化十四年二月二十六日、同九月十五日条
- (39) 『資枝卿記』宝曆十二年七月二十一日条
- (40) 『愛長卿記』天保七年三月十四日条、『橋本実久日記』天保十五年九月二十二日条
- (41) 『御用帳』弘化三年六月十二日条
- (42) 『小番交名』(東山御文庫蔵)、『慶長日件録』慶長九年六月二十六日条
- (43) 『貞曆』元禄九年六月七日～九日条
- (44) 『中院通村日記』元和二年四月十二日条
- (45) 『葉室頼業記』寛文三年十二月二十六日条
- (46) 『葉室頼業記』寛文四年五月五日条
- (47) 『実隆公記』延徳三年二月二日、同九月二十三日条
- (48) 武部敏夫前掲論文
- (49) 『葉室頼業記』寛文五年九月十三日、十月二十日条
- (50) 『葉室頼業記』寛文四年六月二十一日、十月十五日条
- (51) 『葉室頼業記』寛文三年十月二十二日条、『貞曆』貞享二年十二月一日条
- (52) 『貞曆』元禄四年八月二十三日条、『八槐記』元文四年十月十日条
- (53) 『貞曆』貞享四年三月二十四日条、『慶応三年正月九日三番所壁書』
- (54) 『慶長日件録』慶長八年九月二日条
- (55) 『山科頼言卿記』寛保三年正月十七日条
- (56) 『油小路隆前卿伝奏記』天明六年三月十八日条
- (57) 『外様言渡』安政四年九月三十日条
- (58) 『恒例公事録』
- (59) 『葉室頼業記』寛文六年六月二日、十月四日条
- (60) 『山科言成日記』明治元年閏四月二十一日条

この部分は本誌を御覧下さい

禁裏古絵図（慶長）安政内裏造営志所載

この部分は本誌を御覧下さい

禁裏総絵図 寛政御造営記所載